

履歴事項全部証明書

東京都港区虎ノ門四丁目1番17号
 株式会社A11 Nippon Entertainment Works
 会社法人等番号 0104-01-099357

商号	株式会社A11 Nippon Entertainment Works	
本店	東京都港区虎ノ門四丁目1番17号	
公告をする方法	官報に掲載する方法とする。	
会社成立の年月日	平成23年10月27日	
目的	1. 国内外における映画、テレビ番組、ゲーム等コンテンツの企画及び開発事業 2. 国内外における映画、テレビ番組、ゲーム等コンテンツに対する投資事業 3. 国内外における映画、テレビ番組、ゲーム等コンテンツの製作事業 4. 日本国内の著作権の国内外における販売、使用許諾に関する代理事業 5. 国内外におけるコンテンツビジネス及びエンターテイメントに関するコンサルティング事業 6. 前各号に附帯関連する一切の事業	
発行可能株式総数	1万株	
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 <u>600株</u>	
	発行済株式の総数 <u>605株</u>	平成25年11月20日変更 ----- 平成25年11月27日登記
	発行済株式の総数 1105株	平成25年12月19日変更 ----- 平成25年12月25日登記
資本金の額	<u>金3億円</u>	
	<u>金3億250万円</u>	平成25年11月20日変更 ----- 平成25年11月27日登記
	金5億250万円	平成25年12月19日変更 ----- 平成25年12月25日登記
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を受けなければならない。	

東京都港区虎ノ門四丁目1番17号

株式会社All Nippon Entertainment Works

会社法人等番号 0104-01-099357

役員に関する事項	取締役	<u>高橋真一</u>	平成24年 3月30日重任
	取締役	<u>高橋真一</u>	平成25年 3月28日重任
			平成25年 4月16日登記
	取締役	<u>高橋真一</u>	平成26年 3月31日重任
			平成26年 4月 7日登記
	取締役	<u>長田志織</u>	平成24年 3月30日重任
	(社外取締役)		
	取締役	<u>長田志織</u>	平成25年 3月28日重任
	(社外取締役)		平成25年 4月16日登記
			平成25年10月15日辞任
			平成25年10月21日登記
	取締役	<u>黒川裕介</u>	平成24年 3月30日重任
		平成24年12月31日辞任	
		平成25年 1月21日登記	
取締役	<u>サンフォード・アール・クライマン</u>	平成24年 3月30日重任	
取締役	<u>サンフォード・アール・クライマン</u>	平成25年 3月28日重任	
		平成25年 4月16日登記	
取締役	<u>サンフォード・アール・クライマン</u>	平成26年 3月31日重任	
		平成26年 4月 7日登記	
取締役	<u>大鼓宏宜</u>	平成25年10月15日就任	
(社外取締役)		平成25年10月21日登記	
取締役	<u>大鼓宏宜</u>	平成26年 3月31日重任	
(社外取締役)		平成26年 4月 7日登記	

東京都港区虎ノ門四丁目1番17号

株式会社All Nippon Entertainment Works

会社法人等番号 0104-01-099357

<u>取締役</u>	<u>清水久裕</u>	平成25年 1月16日就任	
		平成26年 1月22日登記	
	<u>取締役</u>	<u>清水久裕</u>	平成26年 1月16日就任
		平成26年 3月13日更正	
	<u>取締役</u>	<u>清水久裕</u>	平成26年 3月31日重任
		平成26年 4月 7日登記	
		平成24年 3月30日重任	
<u>代表取締役</u>	<u>黒川裕介</u>		
		平成24年 6月30日住所移転	
<u>代表取締役</u>	<u>黒川裕介</u>	平成24年 8月 7日登記	
		平成24年11月22日辞任	
		平成24年11月27日登記	
		平成24年 3月30日重任	
<u>代表取締役</u>	<u>サンフォード・アール・クラ イマン</u>		
		平成25年 3月28日重任	
<u>代表取締役</u>	<u>サンフォード・アール・クラ イマン</u>	平成25年 4月16日登記	
		平成26年 3月31日重任	
<u>代表取締役</u>	<u>サンフォード・アール・クラ イマン</u>	平成26年 4月 7日登記	

	代表取締役 <u>高橋 真一</u>	平成24年11月22日就任
		平成24年11月27日登記
	代表取締役 <u>高橋 真一</u>	平成25年 3月28日重任
		平成25年 4月16日登記
		平成25年 1月16日辞任
		平成26年 1月22日登記
		平成26年 1月16日辞任
		平成26年 3月13日更正
	代表取締役 <u>清水 久裕</u>	平成25年 1月16日就任
		平成26年 1月22日登記
	代表取締役 <u>清水 久裕</u>	平成26年 1月16日就任
		平成26年 3月13日更正
	代表取締役 <u>清水 久裕</u>	平成26年 3月31日重任
		平成26年 4月 7日登記
代表取締役 <u>清水 久裕</u>	平成26年 6月28日住所 移転	
	平成26年 7月 4日登記	
監査役 <u>関 根 武</u> (社外監査役)		
会計監査人 <u>新日本有限責任監査法人</u>	平成26年 4月 1日就任	
	平成26年 4月 7日登記	
社外取締役等の会社に対する責任の制限に関する規定	<p>当会社は、社外取締役との間で、会社法423条1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p> <p>当会社は、社外監査役との間で、会社法423条1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p>	

新株予約権

株式会社All Nippon Entertainment Works
 第1回新株予約権

新株予約権の数
 5個

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

普通株式5株（新株予約権1個につき1株）

但し、当社が新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）後に、株式の分割又は併合を行う場合、新株予約権の目的である株式の数は、次の算式により調整され、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 株式分割又は併合の比率

また、上記のほか、割当日後に、当社が他社と合併、会社分割、株式交換、又は株式移転を行う場合、株式の無償割当てを行う場合その他新株予約権の目的である株式数の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で各新株予約権の行使により交付される株式の数は取締役会の決議により適切に調整される。

なお、これらの調整は、新株予約権のうち、当該時点において権利行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われる。

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの財産の価額（以下「行使価額」という。）に新株予約権1個当たりの目的である株式の数を乗じた額とする。

当初の行使価額は金100万円とする。

なお、割当日後に、当社が株式の分割又は併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る払込金額で普通株式を発行し、又は自己株式の処分等（新株予約権の行使による場合を含まない。）を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「払込金額」を「処分価額」に読み替えるものとする。

上記のほか、新株予約権の割当日後に、当社が他社と合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合、株式の無償割当てを行う場合その他行使価額の調整を必要とする場合には、当社は必要かつ合理的な範囲で取締役会の決議により適切に調整を行うものとする。

新株予約権を行使することができる期間

平成25年11月20日から平成26年11月19日まで

新株予約権の行使の条件

新株予約権の一部を行使することはできない。

	<p>会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件 当社が消滅会社となる合併契約が当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合には、取締役会決議がなされた場合）、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画が当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合には、取締役会決議がなされた場合）には、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、行使されていない新株予約権を無償で取得することができる。</p>	<p>平成25年11月20日発行 平成25年11月27日登記</p>
取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社	
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社	
会計監査人設置会社に関する事項	<p>会計監査人設置会社 平成26年 3月31日設定 平成26年 4月 7日登記</p>	
登記記録に関する事項	<p>平成24年4月1日東京都千代田区丸の内一丁目6番5号から本店移転 平成24年 4月17日登記</p>	

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

(東京法務局港出張所管轄)

平成26年 9月 8日

東京法務局港出張所
 登記官

甲 賀 一 郎

